

平成 19 年第 2 回土別市議会臨時会会議録

平成 19 年 4 月 17 日 (火)

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 17 分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 5 0 号 土別市税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 5 1 号 土別市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

閉会宣告

出席議員 (20 名)

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	3 番	伊 藤 隆 雄 君
	4 番	井 上 久 嗣 君	5 番	丹 正 臣 君
	6 番	粥 川 章 君	7 番	小 池 浩 美 君
	8 番	柿 崎 由美子 君	9 番	平 野 洋 一 君
	10 番	足 利 光 治 君	11 番	遠 山 昭 二 君
	12 番	岡 崎 治 夫 君	13 番	谷 口 隆 徳 君
	15 番	田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君
	17 番	池 田 亨 君	18 番	牧 野 勇 司 君
	19 番	菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君
	21 番	神 田 壽 昭 君	議長	22 番 岡 田 久 俊 君

欠席議員 (1 名)

14 番 山 田 道 行 君

出席説明員

市 長 田 苅 子 進 君 副 市 長 相 山 慎 二 君

副 市 長 瀧 上 敬 司 君 総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局 長 吉 田 博 行 君

市 民 部 長 安 川 登 志 男 君 保健福祉部長 宮 沢 勝 己 君

経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 惠 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		
市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明 君		
教 育 委 員 会 委 員 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 教 育 長	朝 日 保 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	佐々木 文 和 君		
農業委員会会長 職務代理者	平 進 君	農 業 委 員 会 総 務 課 長	田 中 敏 宏 君
監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 長	横 山 日出夫 君

事務局出席者

議会事務局長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 総 務 課 長	藤 田 功 君
議 会 事 務 局 総 務 課 主 幹	近 藤 康 弘 君	議 会 事 務 局 総 務 課 主 査	浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局 総 務 課 主 事	中 井 聖 子 君		

(午前10時00分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成19年第2回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、6番 粥川 章議員、7番 小池浩美議員、8番 柿崎由美子議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

はじめに、議員の欠席についてであります。14番 山田道行議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第50号 士別市税条例の一部を改正する条例について

議案第51号 士別市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
19.3.23	医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について	19.3.23	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について	"	内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
"	公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書について	"	内閣総理大臣 法務大臣 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
19.3.23	日豪自由貿易協定交渉に関する意見書について	19.3.23	内閣総理大臣 農林水産大臣
"	国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣
"	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	少子化の克服へ対策強化を求める意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣
"	少子化の克服へ対策強化を求める意見書について	"	北海道知事

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	田 苅 子 進	副 市 長	相 山 慎 二
副 市 長	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市 民 部 長	安 川 登 志 男	保健福祉部長	宮 沢 勝 己
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 恵 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長 兼環境生活課長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	西 崎 貞 一	コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	稲 澤 要
経済部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	国 営 農 地 再編推進室長	鈴 木 静 男
建設水道部次長 兼建築課長	土 岐 浩 二	朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大 内 孝 司

市立土別総合病院 事務局次長兼 総務課長	谷口春三	会計室長	川原正樹
総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠	財政課長	三好信之
税務課長	高橋哲司	土木管理課長	上西康友
税務課主幹	若林武司	税務課主幹	田村康二
教育委員会 委員長	佐々木正雄	教育委員会 委員長職務代理者	穴田一男
教育委員会 教育長	朝日保	教育委員会 教育部長	佐々木文和
教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	辻正信	教育委員会 教育部次長兼 図書館長	斉藤春茂
教育委員会 教育部次長兼 地域教育課長兼 朝日山村研修センター所長 兼朝日農業者 トレーニングセンター館長	林広志	農業委員会会長	松川英一
農業委員会 会長職務代理者	平進	農業委員会 事務局長	伊藤暁
農業委員会 総務課長	田中敏宏	監査委員	三原紘隆
監査委員事務局長	横山日出夫	選挙管理委員会 選挙課長	川越一男

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	辻本幸慈	議会事務局 総務課長	藤田功
議会事務局 総務課主幹	近藤康弘	議会事務局 総務課主査	浅利知充
議会事務局 総務課主事	中井聖子		

以上報告する。

平成19年4月17日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第50号 士別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第50号 士別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、金融・証券税制や高齢者等居住改修住宅にかかる固定資産税の減額措置など、平成19年3月30日に公布となりました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき、市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、市民税につきましては新信託法の成立に伴い、法人課税される信託について、個人が行った場合でも法人課税されることとなり、法人税割額を課する改正をいたすもので、また、上場株式等の配当・譲渡益にかかる税率を軽減する特例の適用期限を1年延長し、配当にかかわる特例は平成21年3月31日、譲渡益にかかる特例は平成20年12月31日までの措置とし、期間の延長をいたすものであります。

次に、たばこ税の税率につきましては、特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とし、1,000本につき3,298円に改正いたすものであります。

また、固定資産税につきましては、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設であり、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高齢者等の安全性及び介助の容易性の向上に資するための一定の改修工事が行われた住宅で、現に高齢者等が居住しており、その工事内容を確認することができる書類を添付して市に申告した場合には、当該住宅にかかる固定資産税の税額を改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1を減額いたすものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 何点かお聞きしたいと思いますが、上場株式等の譲渡益にかかる税率。これは平成15年1月から今まで26%の税率だったものが、20%になったと。しかし、その20%は建前的なもので、特例で10%、所得税7%、住民税3%に引き下げられてずっときているものだと思うのですが、19年12月31日までという期限をきっての実施だったと思うんですが、それが

1年延長して20年12月31日まで減税されるということですね。それから、配当にかかる源泉徴収税率も16年1月1日から20年12月31日までという期限切れで10%ということで軽減されていますが、これも1年延長されて21年3月31日まで延長されたということですが。私は、これはなんというか個人投資家の株式投資というものにかかる税金の一種の優遇策だと思うんですね。これがただだと延ばし延ばしにしているんでないかなというふうに考えるんですが、この延長の特例策についていったいどのようにお考えかお聞かせいただきたいというのが1つあります。

また、この減税を1年延長するということで、本来ならば本市へ入るべき税額、それがどれほど減るのかということ。本来20%の税率だったらいったいどれくらい入るかというような数字もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） お答えいたします。譲渡益、あるいはその配当にかかる特例の部分につきましては、議員のお話にもありましたとおり、いわゆる個人投資家が貯蓄だとかそういうことに回すことなく投資の方にお金が出ていくという部分を確実なものとするために、そして市場経済の活性化を図るという目的で平成15年に特例の措置が講じられたということでございます。それが、さらに現段階でも必要との考えから、さらに1年の延長が図られたわけでございますけれども、一方では、近年雇用の不安が拡大し、さらに個人所得が低迷するという状況の中で、個人に対する税制につきましては定率減税や老年者控除の廃止、あるいは公的年金控除等の縮減等で市民の税負担は、一方では増加しているというような状況でございます。こうした中であって、証券に関する優遇税制につきましては税負担の公平性から考えて、今回の延長以降さらに明年度も特例での延長というようなことが生じた場合には、これはちょっと好ましくない状況かなと考えております。

もう1点のおたずねでございますが、20%の部分が10%に軽減されたことに伴って、市に入ってくる収入がどれほど減少したのかという点につきましては、地方税の部分につきましては、本則では5%、それが軽減では3%というようなことで、2%の部分が軽減されております。18年度実績で申し上げますと、本来的に本則の5%で計算をいたしますと1,130万円、市の方に道から交付金として入ってくるべきものが3%の場合には、680万円ということで、450万円の収入減というようなことでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） もう1つは、バリアフリーをするために住宅を改修した場合に固定資産税の減額措置がなされるということですね。先ほども市長の方から説明はありましたけれども、もう少し詳しく、この固定資産税が減額される場合の住宅改修の条件。なんでもかんでも減額されるわけではないと思いますので、住宅改修の条件というのはどういうものがあるのか教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 高橋税務課長。

税務課長（高橋哲司君） お答えいたします。改修の条件といたしましては、平成19年1月1日以前に建てられた住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅で、現に高齢者や障害者等が居住する住宅で、補助金や介護保険からの給付を除いた改修費用が30万円以上の工事を行った場合の住宅で、改修工事の行われた年の翌

年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税を上限100平方メートルの床面積について税額の3分の1を減額するという措置が講じられたところでございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 具体的にちょっとお聞きしますけれどもね。これから、バリアフリーで住宅改修する方は増えてくると思うんですよね。例えば、50万円かけてバリアフリー化したと。改修したということで、介護保険サービスでも当然バリアフリーとかそういう場合は助成が出ると思うんですよね。上限がたしか18万円だと思えますけれども、その介護保険サービスも使って18万円ぎりぎり使ったと。全体で50万円かかったけど、18万円は助成で介護の方でいただけると。そして、床面積がだいたい100平方メートルくらいで、その年の固定資産税がだいたい4万円くらいだったとしたらですよ、私の計算ではこの固定資産税3分の1減額というのですから、1万3,000円くらい減額されると。そんなふうに単純に考えてよろしいのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 高橋税務課長。

税務課長（高橋哲司君） お答えいたします。50万円の改修工事を行った場合であります。介護保険の住宅改修費給付金を使った場合であります。内訳としまして、介護保険サービスの給付金が18万円で、自己負担分2万円。さらに自己負担分が30万円でいきますと、給付金を除く対象工事は32万円となります。床面積が100平方メートル以内でありますので、4万円の税額でいきますと3分の1の減額で、1万3,000円の議員おっしゃるとおりの金額になります。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） ぜひともこれは、いい政策だと思いますので、市民に知らせていただきたいと思うのですが、申告をするというふうになっていきますね。だから、自ら市民が申告しないという有利なものは得られないということになりますので、どのような周知方考えておられるのか。周知徹底を求めますがお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 高橋税務課長。

税務課長（高橋哲司君） お答えいたします。市民の周知の方法といたしまして、広報紙への掲載。また、5月中旬に発付されます19年度分の固定資産税の納税通知書にもパンフレットを同封し、周知を図るよう現在作業をすすめているところでございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第51号 士別市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第51号 士別市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

都市計画審議会の庶務は、これまで建設水道部管理課において処理をいたしておりましたが、組織見直しにより、建設水道部土木課と管理課を統合し、「土木管理課」を新設したことに伴い、文言について改正し、4月1日から適用いたすものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成19年第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

(午前10時17分 閉会)